

平成 30 年 2 月 岩手県教育委員会定例会 会議録

1 開催日時

開会 平成 30 年 2 月 13 日 (火) 午後 1 時 30 分

閉会 平成 30 年 2 月 13 日 (火) 午後 2 時 45 分

2 開催場所

県庁 10 階 教育委員室

3 教育長及び出席委員

高橋 嘉行 教育長

八重樫 勝 委員

小平 忠孝 委員

芳沢 荃子 委員

畠山 将樹 委員

新妻 二男 委員

4 説明等のため出席した職員

今野教育次長兼教育企画室長、岩井教育次長

鈴木企画課長、佐々木特命参事兼予算財務課長、佐々木学校施設課長、永井教職員課総括課長、荒川小中学校人事課長、梅津県立学校人事課長、小久保学校調整課総括課長、鈴木産業・復興教育課長、藤澤高校改革課長、菊池生徒指導課長、佐野義務教育課長、佐藤高校教育課長、佐々木特別支援教育課長、荒木田保健体育課総括課長、佐藤生涯学習文化財課総括課長、鎌田文化財課長

教育企画室：長澤主任主査、金野主査（記録）

5 会議の概要

第 1 会期決定の件

本日一日と決定

(議案)

第 2 議案第 35 号 岩手県立美術館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて（生涯学習文化財課）

別添議案により説明

畠山委員：公募委員への応募なしということですが、今後、募集方法を工夫していくのでしょうか。

佐藤生涯学習文化財課総括課長：近年、応募なしという状況が続いております。今回は、ホームページにより 1 か月ほど募集しましたが、残念ながら応募なしという結果でした。今後は、周知期間をより長くすることや、市町村の広報紙の活用など、公募方法についての検討を進めていきます。

畠山委員：公募委員を構成に入れている趣旨は、多様な意見を取り入れようとするところにあると思いますので、今お話しにありましたように、募集方法についての検討を進めていただければと思います。

教育長：次回の改選に向けての御意見として、検討を進めていきます。

新妻委員：現委員の大半は 3 月 1 日付けで任命されていますが、中には、8 月 1 日付けで任命された方々があります。それは何か事情があつたことだったのでしょうか。

佐藤生涯学習文化財課総括課長：御質問の各委員は、所属団体の推薦を受けて任命した方々ですが、前任委員が任期途中で人事異動等により所属団体から脱けた場合に、残りの期間を補うために就任した委員になります。

教育長：前任委員の残任期間が、任期になっているということです。

原案どおり決定

第3 議案第36号 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関し議決を求めることについて（教職員課）
別添議案により説明

八重樫委員：この指標は、大変な労作と思います。なお、表現上のことですが、議36-2ページの趣旨の部分は、「国では教員の『大量退職、大量採用』の影響により経験の浅い教員が増加することから、」という書き出しで始まっています。これでは、大量退職等の影響により指標を策定したというふうにも見えます。本指標は、大量退職等があろうとなかろうと、岩手県として必要な、教員の資質の向上に関する指標であるものです。

永井教職員課総括課長：教育公務員特例法の一部改正に伴って、文科省から指標はこういうふうにつくりなさいという告示が出ております。その告示において、教員の大量退職等を一つの環境変化と捉えて記載しておりましたので、それに倣ったものですが、これは、新しい時代にも対応できるような資質を備えてほしいといった趣旨になります。趣旨が伝わりにくい記述となっております。

教育長：八重樫委員からお話があったように、一部において、最大の問題意識がそこだと捉えられると、教職員の意欲が上がらず、こちらが期待したものと逆になってしまいかねません。グローバル化の進行など、教職員を取り巻く情勢変化は大量退職の他にも様々ございますので、この部分の表現は事務局で工夫し、当職に一任させていただければと思います。この資料は説明用の要旨であり、指標の本体は議36-7ページ以下になりますが、そちらは御了解いただいた上での御意見としてよろしいでしょうか。

八重樫委員：はい。

畠山委員：議36-2ページの目的に、「本県の教員となることを目指す学生や本県の教員が自らの資質を向上させていく上での目安とする」とありますが、そういった方々は、この指標とどのように関わり、アクセスしていくことになるのでしょうか。

永井教職員課総括課長：学生については、指標のキャリアライフステージの中に、教員免許保有前の「採用時」のステージを設定しております。これは、任命権者として本県の教員はこうあってほしいという姿に向けた取組を教員養成の教育段階から反映させてほしいという思いによるものです。本指標を検討した協議会には教員養成を行っている県内の大学の先生方にも入っていただきました。

そこでの議論を踏まえ、各大学に持ち帰って、養成課程に落とし込みをしてほしい旨要請しております。単に資料を配るあるいはホームページを見てほしいというのではなく、各大学の教育プログラムの中で、本県が求める教員の資質を身に付ける指導を行ってほしいと考えています。既に教員になっている方々に対しては、面談や研修の機会に、求められる資質を確認し振り返りを行うこととしています。管理職としても、教員とのコミュニケーションの中で求められる資質を周知する材料として用いるものになります。

畠山委員：御説明のとおりこの指標が用いられ、対象となる方々がアクセスしやすいように活用されていくことを期待します。

小平委員：指標の中身については、このとおりだと思います。なお、重要なのは、活用の仕方です。この指標は、全教員に配布するのでしょうか。

永井教職員課総括課長：県内の教員一人一人に届くようにいたします。

小平委員：それであればよいと思います。一人一人に周知しない段階で、面談の評価基準としてのみ使われてしまうとそれは本意ではなく、各教員が、校長が言っていたのはこういうことなのかと理解するように、管理職と教員の相互理解の上に使われなければ、どのように立派なものをつくっても効果がないと思います。そういった意味で、アクセスや周知、使われ方が重要であると思います。

芳沢委員：今回、専門的な職についても指標を策定するという事で、養護教諭と栄養教諭についても指標がまとめられています。これは、とてもよいことだと思います。このように明文化されることで、教員の方々との相互理解のためにも資すると思います。指標の教育相談の欄にありますように、今後、先生方にもカウンセリング的な要素が一層求められていく中であって、例えば摂食障がいをもった生徒に接した場合に、専門知識をもった養護・栄養教員の存在は、生徒にとっても、そして先生方相互にも心強く感じられると思います。

永井教職員課総括課長：資料にも記載させていただいた、知・徳・体を備え調和のとれた人間形成に向けた教育を行うことがさらに必要となっている中、チーム学校としての態勢づくりを推進していく上で、委員が仰る通り養護・栄養教員の役割が高まっていることを踏まえ、今回指標化したものです。

八重樫委員：指標の7つ目の視点として「特別支援教育の視点」が特出しされています。一方で、説明資料の議 36-2 ページ 4 (3) 書き出し部分では、「特別支援教育が推進されるとともに、」とだけあります。なぜ指標で特出しするに至ったのか、このままでは説明が足りないように思います。その背景も含めて、なぜ特別支援教育に力を入れなければならないのかという点の記述があったほうがよいと思います。さらに、大学での教員養成課程において、特別支援教育を必修科目にするのかどうかについてはいかがでしょうか。もう一つ、指標の「1 教員としての素養—課題に立ち向かう力」に、「心身共に健康で」とあります。過去に、“心身共に健康とは何か”と問われたことがあったのですが、どのようにとらえてこの言葉を用いているのでしょうか。

永井教職員課総括課長：特別支援教育の部分については、なぜ推進するのかといった点を踏まえ修文いたします。心身共に健康の部分については、例えばメンタル上の問題を抱えているため教壇に立てない方々がおりますので、任命権者としてしっかりサポートし、再び教壇に立っていただけるようにとの思いを込めたものです。

教育長：障がいのある教職員もいる中で、今の状態を維持していくといったことも健康の概念の中に入れていくということで、教職員を大事にしていくメッセージになります。心・徳・体の調和のとれた人間形成をといても、体の動かない子供たちもいますし、勉強したくともできない障がいのある子供たちもいます。そういった子供たちには特別支援教育を行いつつ、心身共に健康であり、知・徳・体の調和がとれた姿を目指す教育の全体的な方向性を示した表現ととらえています。

新妻委員：岩手大学での特別支援教育課程についてですが、教員免許取得者には、免許法上の義務ではありませんが、最低2単位を必修として課しています。それで充分というわけでもないのですが、全体の単位が増えている中であって、それができる範囲かなと思います。学部からは、今回こういった指標が提示されることによって見直しをし、できる範囲でプラスアルファを考えたいと聞いています。また、八重樫委員が仰ったように、特別支援教育の推進と言うと、受け留め方によっては、特別支援学級や特別支援学校の推進といったように限定的に受け取られることもあるのではという危惧がありますので、特別支援教育のマインドをもって子供たちの教育にあたるという趣旨が、より明確になるよう工夫してほしいと思います。なお、本指標は教員を研修する側の指標としての側面はあるものの、教員を目指している学生や既に教員になっている方々にとって、成長の道しるべとして、自ら活用していくことが望まれますので、その点が強調されるべきと感じました。

佐々木特別支援教育課長：特別支援学級等の対象ではない例えば発達障がい等に対しても社会的な理解が進んできた中において、大学の教員養成課程においても特別支援教育の単位が課されているところです。法的に特別支援教育という言葉が使われようになって約10年経ちますが、なおそういった障がいは特別支援学級の対象であると思われる部分もございますので、只今お話のあった点も踏まえた検討を進めていきたいと思っております。

岩井教育次長：この指標は、まず様々な方々に読んでもらいたい、そのモチベーションをもってもらうことを主眼に、A3用紙1枚に収めました。また、可能な限り学習指導要領や生徒指導提要といった公にされているものの表現を用いながら、解説書等を持ち出さなくてもこの指標1枚で完結するように言葉を選んでいきます。先程の心身共に健康といった表現も、治療をしながら、薬を飲みながら仕事を続けるという選択肢が出てきている中で、それは健康を志向しながら業務を続けるということになりますので、そういったように広く解釈していただきたいと思っております。特別支援教育の視点についても、これは広く教育に関わる教員が読む指標として、共生社会の実現に向けた特別支援教育の理念であるとしていただければと思います。このように、A3用紙1枚にまとめるために言葉を選んではいませんが、これからも、この指標を運用していく中で、文言の見直しを行っていくものです。

永井教職員課総括課長：教育関係者への周知については、まずは通知により、さらには教員研修のテキストとして用いられるようにしていきます。大事なのは、教員一人一人に見てもらい、自らの振り返りに使ってもらうことですので、そういった指標にする方法を只今検討しているところです。

教育長：まずは方針について御決定いただき、それをどう浸透させていくかについては、市町村教委を

含め各学校に文書を出しますので、その中で、管理職だけが知っていればよい指標ではなく教員自身に知っていてほしい指標であると両方を周知していきます。さらに、岩手県の教員を目指す学生は県内の学生だけではなく、ホームページや教員採用パンフレットにも添えて、求められているのはこういった人材であるとして浸透させていきたいと思ひます。

八重樫委員：議 36-6 ページの「6 指標の運用及び活用について」(1)にある「基本面談での確認」という面があまり前面に出ると、指標を見た校長は、大変だと思ひが先に立ち、その活用に躊躇するようになるかもしれませんが、やはり使ってもらふことが重要ですので、資質向上のために自分で使うものといったような表現で強調するなど、今後、工夫してもらえればと思ひます。

新妻委員：確かに面談や評価に用いられるという面だけでとらえられると難があると思ひますので、第一には自己の成長のため大いに活用してほしいという部分が前面に出ているとよいのではと思ひます。

教育長：様々な御意見をいただきましたが、議案としてお出しした指標本体について採決させていただき、趣旨説明を含め周知の仕方や本日の御意見を踏まえた修正等については、当職に一任させていただきます。

原案どおり決定

議案第 37 号以降については、非公開とする議決がなされた。

- 第 4 議案第 37 号 学校職員の懲戒処分の臨時専決処理に関し承認を求めることについて (教職員課) 別添議案により説明

原案どおり決定

減給 6 月 児童ポルノ所持 20 歳代 男性 県立高等学校 主事

- 第 5 議案第 38 号 学校職員の懲戒処分に關し議決を求めることについて (教職員課) 別添議案により説明

原案どおり決定

停職 3 月 児童に対する不適切な言動 20 歳代 男性 小学校 教諭 盛岡教育事務所管内
戒告 管理監督責任 58 歳 男性 小学校 校長 盛岡教育事務所管内

- 第 6 議案第 39 号 学校職員の懲戒処分に關し議決を求めることについて (教職員課) 別添議案により説明

原案どおり決定

停職 2 月 公文書偽造及び不適切事務処理 50 歳代 男性 中学校 事務職 盛岡教育事務所管内

会議結果の公表は、教育長に一任することとして議決された。